

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
<h2>設計業務等共通仕様書【第5編 道路編】新旧対照表</h2>		
<h3>各章共通改定項目</h3>		
<p>設計業務等共通仕様書（共通編）改定による条数の修正は、以下の通りとする。</p>		
<p>第 1107 条照査技術者及び照査の実施</p>	→	<p>第1108条照査技術者及び照査の実施</p>
<p>第 1111 条業務計画書第 2 項に示す事項</p>	→	<p>第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項</p>
<p>第 1116 条成果の提出</p>	→	<p>第 1117 条成果の提出</p>
<h2>第 1 章 道路環境調査</h2>		
<p>第 1 節 環境影響評価</p>		
<p>本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p>	→	<p>本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（国土交通省令第 15 号・平成 22 年 4 月 1 日）」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p>
<h2>第 2 章 交通現況調査</h2>		
<p>第 2 節 交通量調査</p>		
<p>第 5203 条 単路部交通量調査</p>		
<p>2. 業務内容</p>	→	<p>2. 業務内容</p>
<p>(3) 交通量調査</p>	→	<p>(3) 交通量調査</p>
<p>受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）」（旧建設省道路局）に準ずるものとする。</p>	→	<p>受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘 要
<p>第 5204 条 交差点部交通量調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「交通渋滞実態調査マニュアル」（旧建設省土木研究所、以下“渋滞調査マニュアル”と記す）に準ずるものとする。</p> <p>第 4 節 起終点調査</p> <p>第 5209 条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容 路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（旧建設省道路局・都市局、以下“OD調査要綱”と記す）に基づき下記のとおりとする。</p> <p>第 6 節 駐車場調査</p> <p>第 5213 条 駐車場施設実態調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 調査対象駐車場の抽出 受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（旧建設省都市局・道路局、以下“駐車場調査要綱”と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。</p>	<p>第 5204 条 交差点部交通量調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「交通渋滞実態調査マニュアル」（旧建設省土木研究所・H2.2、以下“渋滞調査マニュアル”と記す）に準ずるものとする。</p> <p>第 4 節 起終点調査</p> <p>第 5209 条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容 路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省、以下“OD調査要綱”と記す）に基づき下記のとおりとする。</p> <p>第 6 節 駐車場調査</p> <p>第 5213 条 駐車場施設実態調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 調査対象駐車場の抽出 受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（国土交通省、以下“駐車場調査要綱”と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。</p>	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
<p style="text-align: center;">第3章 道路網・路線計画</p> <p>第3節 交通量推計調査 第5303条 交通量推計調査</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書（人口、保有台数等） (2) 都市計画マスタープラン等 (3) 「全国道路街路交通情勢調査」旧建設省・自動車起終点調査編 (4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ (5) 一般交通量調査 (6) 都市計画図</p> <p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計</p> <p>第5403条 道路概略設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>第5408条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)照査</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。 3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 道路網・路線計画</p> <p>第3節 交通量推計調査 第5303条 交通量推計調査</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書（人口、保有台数等） (2) 都市計画マスタープラン等 (3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編 (4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ (5) 一般交通量調査 (6) 都市計画図</p> <p style="text-align: center;">第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計</p> <p>第5403条 道路概略設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>第5408条 道路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)照査</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。 3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成11年3月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘 要
<p>第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）</p> <p>第5410条 歩道詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他の道路、地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。</p> <p>(5) 横断設計 受注者は、実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、道路中心線の計画高または現道高さより先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合いおよび幅杭位置等、横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。</p> <p>(7) 小構造物設計 受注者は、小構造物設計について、第5408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。</p> <p>第6節 道路休憩施設設計</p> <p>第5420条 道路休憩施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>第5424条 一般構造物詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 仮設設計 受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</p>	<p>第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）</p> <p>第5410条 歩道詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他の道路、排水系統、用地境界、地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。</p> <p>(5) 横断設計 受注者は、実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、道路中心線の計画高または現道高さより先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合いおよび幅杭位置等を横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。</p> <p>(7) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または高さ1.5m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p> <p>第6節 道路休憩施設設計</p> <p>第5420条 道路休憩施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>第5424条 一般構造物詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 仮設設計 受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</p>	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
<p style="text-align: center;">第5章 地下構造物設計</p> <p>第3節 共同溝設計</p> <p>第5507条 共同溝基本検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 比較案の選定</p> <p>3) 工法検討 受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。</p> <p>① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝 ② シールド工法（シールド機種） ③ 特殊トンネル工法（河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法）</p> <p>第5510条 シールド共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 設計計算 受注者は、共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2次覆工の有無、セグメント種類セグメント幅の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。</p> <p>(8) シールド工法の検討 受注者は、設計計算により決定された覆工厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種決定を行うものとする。</p> <p>(9) 発進・到達方法の検討 受注者は、決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。</p> <p>第5512条 シールド共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 設計条件の整理・検討</p>	<p style="text-align: center;">第5章 地下構造物設計</p> <p>第3節 共同溝設計</p> <p>第5507条 共同溝基本検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 比較案の選定</p> <p>3) 工法検討 受注者は既往資料、実績をもとに以下の項目について検討するものとする。</p> <p>① 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝 ② シールド工法（シールド機種） ③ 推進工法（河川、鉄道等を下越しするためのシールド工法以外の工法） ④ その他の特殊工法</p> <p>第5510条 シールド共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 設計計算 受注者は、共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2次覆工の有無、セグメント種類セグメント幅、セグメント高さ、分割数、継ぎ手種別（セグメント継ぎ手、リング継ぎ手）の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。</p> <p>(8) シールド工法の検討 受注者は、設計計算により決定された覆工厚及び外径を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、密閉型・開放型の検討、シールド形式（土圧、泥土圧、泥水等）の比較検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種決定を行うものとする。</p> <p>(9) 発進・到達方法の検討 受注者は、決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、薬液注入、高圧噴射攪拌、凍結、直接壁掘削等の各工法を比較検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。</p> <p>第5512条 シールド共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 設計条件の整理・検討</p> <p>15) シールド機械各構成機器の仕様検討</p>	<p style="text-align: center;">【 項目追加 】</p>

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘 要
<p>(11)仮設備計画</p> <p>5) 材料搬出入設備（計画立案） 6) 給水設備（容量算定） 7) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画） 8) 汚濁水処理設備（容量算定） 9) スtockヤード（計画立案） 10) 工事用道路計画（概略検討） 11) 安全対策（計画立案） 12) 環境対策等（計画立案） 13) 発進、到達立坑設備（設備計画）</p> <h2 style="text-align: center;">第6章 地下駐車場計画・設計</h2> <p>第3節 地下駐車場予備設計</p> <p>第5606条 地下駐車場本体予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会）の第2編第2章2.1基本計画の図一解2.1.1<基本検討>及び第3編第2章2.5.2構造モデルと解析方法を用いて、3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。</p> <p>第5607条 地下駐車場設備予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会）の第3編第5章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。</p> <p>第4節 地下駐車場詳細設計</p> <p>第5609条 地下駐車場本体詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会）の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p>	<p>(11)仮設備計画</p> <p>5) 掘削土砂搬出設備（計画立案） 6) 材料搬出入設備（計画立案） 7) 給水設備（容量算定） 8) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画） 9) 汚濁水処理設備（容量算定） 10) スtockヤード（計画立案） 11) 工事用道路計画（概略検討） 12) 安全対策（計画立案） 13) 環境対策等（計画立案） 14) 発進、到達立坑設備（設備計画）</p> <h2 style="text-align: center;">第6章 地下駐車場計画・設計</h2> <p>第3節 地下駐車場予備設計</p> <p>第5606条 地下駐車場本体予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第2編第2章2.1基本計画の図一解2.1.1<基本検討>及び第3編第2章2.5.2構造モデルと解析方法を用いて、3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。</p> <p>第5607条 地下駐車場設備予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編第5章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。</p> <p>第4節 地下駐車場詳細設計</p> <p>第5609条 地下駐車場本体詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p>	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘 要
<p>第 5610 条 地下駐車場設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会）の第 3 編第 5 章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <h2 style="text-align: center;">第 7 章 トンネル設計</h2> <p>第 5 節 トンネル設備設計</p> <p>第 5714 条 トンネル設備予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>トンネル設備予備設計は、関連道路設計、トンネル予備設計及び既存の関連資料を基に、換気設備、非常用設備、受配電設備の容量規模の算出とそれに基づく換気所、電気室、ポンプ室の位置・規模等の検討を行い、トンネルの基本的構造決定の資料を作成するとともに、設備詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。なお、設計図書に指示のある場合は、管理体制についても検討する。</p> <p>第 5715 条 トンネル設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) トンネル非常用設備設計</p> <p>3) 消火・水噴霧設備設計</p> <p>受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。</p>	<p>第 5610 条 地下駐車場設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針 同解説」（日本道路協会・平成 4 年 11 月）の第 3 編第 5 章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <h2 style="text-align: center;">第 7 章 トンネル設計</h2> <p>第 5 節 トンネル設備設計</p> <p>第 5714 条 トンネル設備予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>トンネル設備予備設計は、関連道路設計、トンネル予備設計及び既存の関連資料を基に、換気設備、非常用設備、受配電設備の容量規模の算出とそれに基づく換気所、電気室、ポンプ室の位置・規模等の検討を行い、トンネルの基本的構造決定の資料を作成するとともに、設備詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。なお、設計図書に指示のある場合は、管理体制についても検討する。なお、設計図書に指示のある場合は、管理体制についても検討する。</p> <p>第 5715 条 トンネル設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) トンネル非常用設備設計</p> <p>3) 消火・水噴霧設備設計</p> <p>受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。なお、消火用水が必要な場合は、用水の確保について検討しておくものとする。</p>	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘 要
<p data-bbox="468 317 1092 401" style="text-align: center;">第8章 橋梁設計</p> <p data-bbox="181 438 409 472">第2節 橋梁設計</p> <p data-bbox="181 510 504 543">第5804条 橋梁詳細設計</p> <p data-bbox="186 615 359 648">(13) 仮橋設計</p> <p data-bbox="249 657 1032 690">受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。</p>	<p data-bbox="1697 317 2320 401" style="text-align: center;">第8章 橋梁設計</p> <p data-bbox="1409 438 1638 472">第2節 橋梁設計</p> <p data-bbox="1409 510 1733 543">第5804条 橋梁詳細設計</p> <p data-bbox="1415 606 1587 640">(13) 仮橋設計</p> <p data-bbox="1451 648 2599 770">受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。なお仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</p>	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘 要
	<p style="text-align: center;">第9章 道路施設点検</p> <p>第1節 道路施設点検の種類 第5901条 道路施設点検の種類 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。 （1）道路防災カルテ点検</p> <p>第2節 道路防災カルテ点検 第5902条 道路防災カルテ点検 1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。 2. 業務内容 （1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 （2）防災カルテを用いた点検 受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。 （3）防災カルテ修正 受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。 なお、修正方法については、事前に監督員と協議のうえ承諾を得ること。 （4）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第3節 成果品 第5903条 受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1117条成果物の提出に従い、納品するものとする。 （1）道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p>	